

企画競争説明書

業務名称： ナイジェリア国配電分野能力向上プロジェクト

調達管理番号： 21a00727

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1章 8 プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2022年1月19日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2022年1月19日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ナイジェリア国配電分野能力向上プロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年4月 ～ 2025年3月

本プロジェクトの基本合意文書(R/D)の締結は2022年1月中を予定しており、本契約は右締結後に行われるものとします。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の13%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者 : 【中島 ひとみ / Nakashima.Hitomi2@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 資源・エネルギーグループ 第二チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

本件公示では特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた

だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2022年1月28日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1）原則、電子メールによる送付としてください。
注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2022年2月3日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2022年2月18日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
(件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
 - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
 - 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。

なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が 1 営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先 :

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料 (プレゼンテーションを実施する場合のみ)

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 :

宛先 : e-koji@jica.go.jp

件名 : (調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書

〔例 : 20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文 : 特段の指定なし

添付ファイル : 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類 :

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料 (プレゼンテーションを実施する場合のみ)

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から 2 通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書 (内訳書を含む。) の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020 年 4 月) を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

- a) 旅費（航空賃）
- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- a) 本邦研修費（国内業務費）： 600千円
- b) 広報活動費：200千円
- c) 機材費（パイロット事業に必要な機材）：50,000千円

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 現地通貨 = 0.276710円
- b) US\$1 = 113.603円
- c) EUR1 = 128.135円

5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。

6) その他留意事項

特になし

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／配電事業運営
- b) 配電計画
- c) 配電設計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 40.50 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を 2022年3月11日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

1.1 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法

人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

12 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

13 その他留意事項

(1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：途上国における配電事業運営支援に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください（なお、本企画競争説明書の「第1章 企画競争の手続き9（2）」に記載のとおり、本案件は「若手育成加点」の適用はありませんので留意ください）。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／配電事業運営
- 配電計画
- 配電設計

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／配電事業運営）】

- a) 類似業務経験の分野：配電事業運営支援に係る業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：アフリカ及びその他途上国地域
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：配電計画】

- a) 類似業務経験の分野：配電計画作成支援に係る業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：評価なし
- c) 語学能力：評価なし

【業務従事者：配電設計】

- a) 類似業務経験の分野：配電設計に係る業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：アフリカ及びその他途上国地域
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めませ

ん。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／配電事業運営</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>配電計画</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>配電設計</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2022年 2月 25日（金） 14:00～16:00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - b) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ナイジェリア国配電分野能力向上プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

ナイジェリア連邦共和国（以下、「ナイジェリア」という。）はアフリカ大陸において最大の人口とGDPを誇り、石油・天然ガスなどの豊富な地下資源を有する大国であり、12,800MW（2019年、JICAマスタープラン）の電力需要を見込む。他方、電力設備形成・運用が追いついておらず、発電設備の維持管理不備や、歴史的な部族対立等によるガスパイプラインの破壊行為によりガス供給量の不足等が発生し、発電可能容量が約3,900MW（2015年、JICAマスタープラン）、送電容量が約3,600MW（2015年、JICAマスタープラン）と低位に留まっている。加えて、配電容量も約1,900MW（2015年、ナイジェリア政府）と十分で無く、また、技術及びマネージメント能力等の不足により、配電部門の電力損失が技術的損失12.5%、商業的損失6.9%、料金未収率36.5%（2015年、JICAマスタープラン）と、極めて高い値となっている。特にナイジェリアの配電部門は、電力セクター改革法に基づき地域毎に11の配電会社（Distribution Company。以下「Disco」という。）に分割（2013年）されているが、盗電のほか、電気メーターの未設置・破損、またメーターが破損している場合の推定請求などの理由により十分な料金回収がなされていない。このため、送電部門及び発電部門に資金が循環せず、独立系発電事業者も含めた電力分野への投資を停滞させるボトルネックとなっている。

ナイジェリア政府は国家開発計画（Economic Recovery and Growth Plan。以下、「ERGP」という。）にて電力を最重点分野の一つに定めるとともに電力セクター回復プログラム（Power Sector Recovery Program 2017-2021。以下、「PSRP」という。）に基づき、電力分野に対する財政措置、ガバナンス改善、Discoの業務改善、政策策定に関する詳細な行動計画等を通じ、電力分野の立て直しを図っている。また、JICAが実施した技術協力「電力マスタープラン策定プロジェクト」（2015年～2018年）により、2040年までの最適な電力開発計画を策定している。PSRP及びJICAマスタープランにおいて、配電部門の電力損失の改善及びパフォーマンス向上は喫緊の課題と位置付けられている。

このような状況の中、ナイジェリア連邦電力省（Federal Ministry of Power。以下、「FMP」という。）から、ナイジェリア国家電力研修所（National Power Training Institute of Nigeria。以下、「NAPTIN」という。）及びアブジャを管轄するDiscoであるアブジャ地域配電会社（Abuja Electricity Distribution Company。以下、「AEDC」という。）をカウンターパートとし、配電部門の改善を目指す技術協力の実施がJICAに要請された。本事業では、本邦電力会社（一般送配電

事業者)などの配電部門における計画・維持管理ノウハウを活用するという観点で、NAPTIN 及び AEDC と、配電損失改善のためのパイロット事業を実施し、そこで開発された配電損失改善対策が全国の Disco に採用され、将来的にはナイジェリア全体の配電損失の改善へ貢献するものと考えられる。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

ナイジェリア国配電分野能力向上プロジェクト (以下、本プロジェクトという)

(2) プロジェクト期間

2022年4月～2025年3月(36ヵ月)

(3) 対象地域

NAPTIN 研修施設敷地内 (アブジャ連邦首都地区 (Federal Capital Territory。以下、FCT) 内)、AEDC 管内 (アブジャ FCT 内)

(4) カウンターパート機関

<責任省庁>

・電力省 (Federal Ministry of Power, 以下「FMP」という)

<実施機関>

・ナイジェリア国家電力研修所 (National Power Training Institute of Nigeria。以下、「NAPTIN という」。)

・アブジャ地域配電会社 (Abuja Electricity Distribution Company。以下、「AEDC」という。)

(5) 上位目標

Disco (配電会社) の事業運営能力が改善される。

(6) プロジェクト目標

配電部門の技術者の能力が向上する。

(7) 期待される成果

成果1: ロス低減対策研修が開発・実施される。

成果2: 信頼度向上研修が開発・実施される。

成果3: 品質改善研修が開発・実施される。

成果 4 : AEDC における NAPTIN 研修の活用具合、位置づけが確認・整理される。

(8) 活動の概要

【準備段階の活動（成果 1～4 共通）】

0-1 ベースライン調査（現地調査、情報のアップデート）

【成果 1 に係る活動】

<対 NAPTIN>

- 1-1 研修コースの企画、教材準備、TOT を実施する。
- 1-2 研修コースを実施する。
- 1-3 研修コースの評価、フィードバックを実施する。
- 1-4 パイロット事業の結果を研修に取込む（研修の改善案検討、提示）
- 1-5 デモ用研修設備の設計・構築を行う。

<対 AEDC>

- 1-6 現地調査を実施し、業務運営での課題を抽出する。
- 1-7 パイロット事業案を検討、実施する。
- 1-8 パイロット事業の結果を事業運営に取込む（技術標準、SOP（標準作業手順）等の改修）。

【成果 2 に係る活動】

2-1 から 2-8 【成果 1 に係る活動】と同様

【成果 3 に係る活動】

3-1 から 3-8 【成果 1 に係る活動】と同様

【成果 4 に係る活動】

- 4-1 AEDC におけるキャリアフレームワークの情報収集、分析を行い、改善案を提示する（NAPTIN 研修の導入・適用）
- 4-2 他 Disco への展開計画を策定する。

第 4 条 業務の目的

ナイジェリア国配電分野能力向上プロジェクトに関し、2022 年 1 月に発注者がナイジェリア側との間で署名予定の討議議事録（以下、R/D）に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

第5条 業務の範囲

当該プロジェクトに係る R/D に基づき実施されるプロジェクトの枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、JICA 及びナイジェリア国側関係諸機関と十分な意見交換を行いながら「第7条 業務の内容」に記載の業務を実施するとともに、業務の進捗に応じ「第8条 報告書等」に記載の報告書を作成するものとする。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗把握及び成果の発現を促進し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICA に提言を行うことが求められる。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) テクニカルロス改善への注力と日本の電力会社が有する強みの活用

当初、先方政府からの要請では配電部門の ATC&C ロス (Aggregated Technical, Commercial and Collection Loss の略。配電における、技術的ロス、商業的ロス、料金徴収ロスの総合的なロスを意味する。) 全体にかかる改善が要望されたものの、発注者内で検討の結果、日本の電力会社 (一般送配電事業者) の強みを活かしたテクニカルロスの改善に注力することとし、これについて先方機関と合意した。発注者はテクニカルロス改善に必要な配電事業者の技術力向上を通じ、最終的には配電事業者の経営そのものの改善に貢献することを重視しており、ここに日本の電力会社が有する知見 (配電計画・設計・保守・管理等の業務プロセス、またこれらにかかる研修システム) を活用することで問題の改善を図りたいと考えている。上記前提を踏まえ、日本の電力会社が有する配電事業運営における強みを活用した提案を行うこと。

なおコマмерシャルロス、コレクションロスについては世界銀行が実施するプロジェクト (メーターの設置支援等) による改善を期待することとし、本プロジェクトとの連携による相乗効果を図ることとする。

(2) コロナ禍を踏まえた業務の進め方

現在、新型コロナウイルス感染拡大により日本から海外への渡航に大きな制約が生じている。2021年12月現在はナイジェリアへの渡航が可能であるものの、ナイジェリアの感染拡大状況や入国規制を考慮しながら現地渡航の可否、渡航時期、渡航体制等を慎重に検討する。受注者は、現地渡航に制約が生じる可能性をあらかじめ考慮し、オンライン会議システムや、CP との連絡調整をスムーズに行うための現地秘書・連絡要員の活用により、現地渡航が出来なくなった場合にも、可能な限り計画通りに業務を実施する代替策を予め準備する。

なお、ベースライン調査、ワークプランの最終化に関する業務及び、第1回 JCC 開催は2022年9月までに実施することとし、受注者が現地渡航できない場合も想定した準備を行うこと (オンライン会議システム等の活用)。

(3) NAPTIN と AEDC の役割分担について

ナイジェリアにおいては、配電部門は地域ごとに民営化されているが、送配電技術者の育成についてはNAPTINが実施している。そのため、配電部門の技術力向上には、技術者育成機関であるNAPTINの能力強化と、実際に技術者が所属する各配電会社の技術面での業務改善の両方が必要と考えられる。そこで本プロジェクトでは、NAPTINと配電会社の代表としてAEDCを選定し、AEDCのテクニカルロス改善の課題の特定とその対応策を検討の上、それを踏まえたNAPTINにおける研修コース開発を行った上で、AEDCでのパイロット事業を実施し、NAPTIN及びAEDC双方へのフィードバックを行うこととする。

(4) 講師育成研修 (TOT)

NAPTINの能力開発の手法としてTOT方式を採用する。トレーナーの選定にあたっては、専門的能力・技能、経験、意識(熱意)等明確な資格要件を設定する。2022年度及び2023年度はオンライン研修、本邦研修、現地研修を効果的に組みあわせて受注者がトレーナー候補者に対して研修を行い、2024年度はトレーナーがNAPTIN、AEDCの技術者に対して研修を行い、受注者はこれを評価・指導する役割を果たす。

(5) 研修実施方法

本事業では、オンライン研修、本邦研修、現地研修をそれぞれの特徴に留意し効果的に組み合わせて実施する。ベースライン調査で聞き取ったNAPTIN、AEDC職員の専門的能力・技能、経験等に基づき、課題及びニーズについて分析を行ったうえで研修毎の目標、意義、具体的な内容についてNAPTINと協議し、研修内容を確定する。

1) オンライン研修

ハンズオンで研修を行う必要性が低い各成果の理論等に関しては遠隔会議システムを用いてオンラインで研修を実施する。オンライン研修の実施に当たっては事前教材の作成や集中できるように短時間で実施する等、効率的及び効果的な実施、及び演習等を用いた参加型の研修となるように留意すること。

2) 本邦研修

NAPTIN、AEDCからそれぞれ候補者計10名を対象に約2週間程度の受注者による本邦研修を発注者と協議の上実施する。具体的には本邦の電力会社における電力施設への視察、成果に関連する関係者との協議を通して、本邦における業務体制、業務実施方法に係る実務的な能力開発を行う。また、現場で求められるスキルを習得するために本邦の電力会社が実施している研修の役割、研修施設や人材育成制度の運営方法等についても学ぶ機会とする。本邦研修の成果が帰国後のプロジェクト活動に貢献するようアクションプランの作成指導を行う。なお、実施の時期や期間、研修対象者に関しては発注者及びC/Pと協議の上、事業の進捗に合わせて柔軟に変更する。本業務は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月版)」に則り、「受入業務」、「監理業務」、「実施業務」のうち、「実施業務」のみ行うこととする。

本邦研修にて想定している内容は以下の通り。

1. 配電部門の研修所

- ・技術者の人材育成計画における社内資格と各研修の位置づけ
- ・トレーナーの育成方法
- ・研修シラバス、カリキュラム
- ・研修教材
- ・研修設備（NAPTIN として要望する設備が明確となる可能性がある）

2. 配電部門の現場である営業所、事業所

- ・OJT、Off-JT の組み合わせによる人材育成計画
- ・設備計画手法（ロス低減、信頼度向上、品質向上についての取り組みを学習）
- ・設備設計手法（同上）
- ・機材・工事発注（同上）
- ・保守運用（同上）

3) 現地研修

ハンズオンで研修を行う必要性が高いものに関しては現地研修を実施する。現地研修では送電系統計画及び、送電線、変電所の維持管理、資産管理、保護協調の整定に関する技術的指導及び演習を中心とし、受注者から適切にフィードバックをする。実施場所は首都のアブジャ FCT 内を想定している。

(6) 講師の質の確保とプロジェクト終了後の研修の持続性

現状の人材育成体制・制度を分析し、プロジェクト終了後も NAPTIN・AEDC によって持続的かつ、自立的に研修が実施されるような人材育成体制構築に留意する。講師の質を確保するための方策、認定制度等の講師の質を評価するための方策、質の高い講師を保持するための方策を講じること。また、NAPTIN・AEDC の体制、予算により持続的に研修が継続されるための工夫、方策を講じること。

(7) パイロット事業の規模と手法

本プロジェクトでは配電にかかる実地での改善策の適用としてパイロット事業の実施を予定している。現時点では AEDC 営業エリア（アブジャ FCT 内）での実施と NAPTIN 研修センター内（アブジャ FCT 内）における研修用デモ環境の構築を想定しており、具体的な改善策の取り組みについては本業務開始後、受注者が現地調査や発注者及びカウンターパートとの協議を通じ確定する。

また、実運用されている配電線の工事を日本側が発注者となって実施することは、安全面、手続き面から困難であることが予想されるため、日本側は設計、機材調達を行い、工事についてはナイジェリア側にて実施することを想定している。詳細計画策定調査時点ではパイロット事業の内容や費用が未定であるため、

今後、本プロジェクトで確定する工事仕様に基づく必要予算を先方に確保することを求めていくことを想定している（PDMの改定も想定）。ナイジェリア側の予算化にあたっては、発注者を積極的に支援すること（必要な情報の提供）。必要な資機材の調達現地で行うことを想定していることから、パイロット事業の設計・仕様決定にあたっては、必要な資機材の入手可能性を事前に確認すること。

なお、資機材（パイロット事業に必要な機材）の調達は受注者が行うこととし、現地調査の結果を踏まえて、必要に応じて契約変更にて対応することとする。

（８） 電力 MP、配電分野にかかる基礎調査を踏まえた業務の実施

JICAはナイジェリアの電力分野について、「電カマスタープラン策定プロジェクト」（2019年）、「配電分野に係る情報収集・確認調査」（2021年）を実施している。これらのファイナルレポートを参考としつつ、現地の実情にかかる調査をさらに詳しく行うことで（特に後者については、コロナ禍により予定していた現地調査を十分に行うことができなかつたため、更なる現地調査による現状分析が望ましい）、パイロット事業案を検討する必要がある。なお、収集した情報は随時発注者に報告するとともに、必要に応じて支援方針について相談する。

（９） プロジェクト実施体制

R/Dにおいてナイジェリア側の実施体制（案）を以下のとおり合意する予定である。本プロジェクトは、責任省庁1機関、実施機関2機関、オブザーバー機関が3機関にわたることから、調整の難度が高くなることが予想される。そのため、日常から要請元であるFMP配電局と密にコミュニケーションをとり、節目では本プロジェクトの合同調整委員会（Joint Coordination Committee。以下「JCC」という。）の場を活用する等、必要な情報共有を行いながら業務を進めるよう留意する。なお、実施機関はNAPTIN、AEDCがメインとなるが、プロジェクトダイレクターであるFMP配電局長に対しては定期的な進捗報告を行い、JCCの場において確認を得る。

① プロジェクトダイレクター：

- ・ FMP 配電局長

② プロジェクトマネージャー：

- ・ NAPTIN 局長
- ・ AEDC 経営戦略企画ゼネラルマネージャー

③ オブザーバー機関

・ ナイジェリア配電事業者協会（Association of Nigerian Electricity Distributors。以下、ANED）：NAPTINに導入した研修を他Discoに普及・展開する際のCP。

・ ナイジェリア電力規制委員会（Nigerian Electricity Regulatory Commission。以下、NERC。）：世銀主導の電力セクター回復プログラム（Power

Sector Recovery Program。以下、PSRP。)、Disco 向け成果連動型プログラム融資 (Program-for-Results。以下、PforR。)との連携における調整窓口。

・ナイジェリア送電公社 (Transmission Company of Nigeria。以下、TCN。) : 保護協調 (リレー) の調整、MYTO 等の検討、調整。

- ④ ワーキンググループ : 成果 1、2、3、4 毎のワーキンググループ設置を想定するがこの限りではない。プロポーザルで効率的な体制の設置を提案すること。なお、各ワーキンググループには、NAPTIN、AEDC からメンバーが参加することとし、必要に応じて適切な部署からメンバーを参加させる (例えば、成果 4 においては、人材育成担当部門を想定する等)。個別の参加者の指名や開催方法については、プロジェクト開始後に C/P 機関と協議の上、ワークプランに記載する。

(10) JCC オブザーバー機関との情報共有と連携

第 1 回現地調査にて、JCC オブザーバー機関である ANED、TCN、NERC と協議を行い、オブザーバー参加の意図、目的を理解させ、彼らの参加者としての自覚を促し、JCC の場のみに限らず、必要に応じて協議・情報共有を行うなど、本プロジェクトへの関与を促すこと。

(11) 他ドナーとの情報共有と連携

ナイジェリアでは、世界銀行がメーターの設置等ハード面での支援を含む配電分野全体にわたる改善回復計画を実施している (配電分野を対象とした配電分野回復プログラム (Distribution Sector Recovery Program。以下、「DISREP」という。)、PforR 等)。またフランス開発庁が NAPTIN 向けに「ナイジェリア国電力セクターにおける職業訓練強化プロジェクト」を実施している。本プロジェクト活動においてはこれらの支援との重複を回避しつつ、相乗効果の発現の観点から各機関の担当者と十分な情報収集・共有を行うこと。

(12) プロジェクトの事業管理・評価・モニタリング

- ① プロジェクト・デザイン・マトリックス (以下、PDM) / プロジェクト作業計画書 (以下、PO) を基本とした先方 C/P 機関との共同運用

技術協力プロジェクトの運営においては、PDM に沿った先方 C/P 機関との共同作業を基本とする。技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、その活動を柔軟に変更していくことが必要となることから、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜発注者に報告を行う。発注者は、これら報告について、遅滞なく検討し、必要な処置 (先方 C/P 機関との合意文書の変更、契約の変更等) を取る。

なお、PDM に基づいて作成される PO については、発注者の承認を受けつつ、先方 C/P 機関とも合意を形成の上、必要に応じて修正し、円滑なプロジェクト運営管理に役立てる。

②Monitoring Sheet の作成・活用

本プロジェクトでは、受注者及び C/P 機関による定期モニタリングを実施する。定期モニタリングに際しては、所定の Monitoring Sheet 様式を用いて、派遣前の事前打ち合わせにて Ver. 1（フォーマット）を発注者と確認し、その後の第 1 回 JCC において C/P 機関と協議を行い、合意する。

案件開始後は合意した Monitoring Sheet 様式を用いて、6 か月ごとの定期的なモニタリング（PDM 達成状況、PO 進捗、実施上の課題の確認、等）を C/P 機関と合同で行い、JICA ナイジェリア事務所に提出する。Monitoring Sheet に定められる項目には活動報告のみならず、成果の発現状況（上位目標の達成見込みを含む）解決すべき実施上の課題、懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正負の影響を及ぼす外部要素の進捗状況を含む。

（13）広報活動

本事業の広報活動の一環として、アブジャ市内において、現地セミナーを開催する。会場はホテル会議室とし、参加者は 20 名程度、AEDC の配電エンジニア、研修担当者、NAPTIN の配電研修担当講師などの参加を想定している。具体的な開催時期、プログラム内容、対象者については、事前に C/P 機関及び JICA と協議し、承認を得る。

（14）ラマダン・レバラン期間

本業務においては、イスラム教のラマダン（断食月）及びレバラン（断食明け大祭）を避けて現地業務期間を設定するように留意する。なお、直近 2022 年のラマダンはおおむね下記の通りで、レバランはラマダン後 1 週間程度をみておく。

2022 年：4 月 2 日～5 月 2 日頃

第 7 条 業務の内容

（1）全体に係る活動

①業務計画書の作成・協議

受注者は共通仕様書に基づき、業務計画書（和文）を作成し、契約日の 10 営業日以内に発注者に対して提出し、承諾を得る。

②ワークプランの作成・協議

JICA 提供資料及び独自に収集した情報を踏まえ、プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画を作成し、ワークプラン（案）として取りまとめ、発注者に説明・協議し、必要に応じて修正する。その後、ナイジェリア側関係者への説明を行った後、ベースライン調査（下記③）の結果を踏まえて修正したワークプラン（案）を、第 1 回 JCC にてナイジェリア側と協議の上、合意する。

ワークプランの説明に際しては、パソコンや視聴覚機材を活用する等、図表を主体にした簡潔かつ明瞭なプレゼンテーションを行い、関係者の十分な理解

を得られるよう工夫する。また、協議結果は議事録として取りまとめる（以降の説明、協議においても同様）。

③ベースライン調査の実施

ベースライン調査として、2022年4月以降、現地調査を実施する。具体的には、パイロットサイトの候補地選定、PDMにおける評価指標の設定値について、C/P機関からのヒアリングを中心に検討する。ベースライン調査はプロジェクト開始直後からなるべく早期に実施することとし、取りまとめた調査結果は第1回JCC前に発注者に報告する。

④JCC開催支援と進捗説明

議長であるFMP配電局長がJCCを円滑かつ予定どおり開催するため、受注者はC/Pが行うR/Dに定められたJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して発注者へ報告するとともに、開催に係る支援を行う。第1回JCCについてはプロジェクト開始6か月以内を目処に実施し、そこでプロジェクト期間中の大まかなJCCの開催時期について確認を行い、以後JCCにて次回分の実施時期を合意する。JCCにおいてはMonitoring Sheetを活用し、C/Pと手分けしてプロジェクトの進捗及び活動計画を説明、合意を得る。

(2) 成果1、2、3に関する活動

成果1では、ナイジェリア側の検討方針に沿って、1-1～5の活動を通してNAPTINでのプラクティカルなコース形成を目的とした以下の活動を行うが、同時に配電会社が配電現場で抱える問題を現地調査にて洗い出し、解決策を提案、導入することを目的として、1-6～8の活動を同時並行で行う。1-6、1-7のアウトプットが1-4のインプットとなる。

NAPTIN向けの活動

- 1-1 研修コースの企画、教材準備、TOTを実施する。（既存コース）
- 1-2 研修コースを実施する。
- 1-3 研修コースの評価、フィードバック。
- 1-4 パイロット事業の結果を研修に取込む（研修の改善案検討、提示）
- 1-5 デモ用研修設備の設計・構築。

AEDC向けの活動

- 1-6 現地調査、業務運営での課題抽出。
- 1-7 パイロット事業案の検討、実施。
- 1-8 パイロット事業の結果を事業運営に取込む（技術標準、SOP等の改修）

活動にあたっては、以下について留意する。

・上記1-1に関し、新規コースの設置を検討することも妨げないものの、基本的には既存コースの内容を分析し、より実践的なものに改修していくことを想定すること。

- ・成果2及び成果3については、上記成果1に関する活動と同じ活動を実施する。

(3) 成果4に関する活動

成果4では、NAPTINの研修コースが、配電会社内部の技術研修として育成プログラムに適用されているかを調査し、その方策を検討するものである。そのフレームワークは他Discoへの展開・普及を想定するため、ANEDを積極的に関与させる必要がある。

4-1 AEDCにおけるキャリアフレームワークの情報収集、分析を行い、改善案を提示する（NAPTIN研修の導入・適用）

4-2 他Discoへの展開計画を策定する。

活動にあたっては、以下について留意する。

- ・4-2については、特にANEDのオーナーシップを発揮させるよう留意すること。

第8条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終報告書は、事業完了報告書とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、以下に示す部数は発注者への提出部数であり、C/Pとの協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

表：報告書の提出時期と部数

報告書名	提出目安時期	部数など
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結から10営業日以内	和文1部 及び電子データ
ワークプラン	業務開始から約1か月後（(案)を業務開始から1か月後に提出し、ベースライン調査の結果を踏まえた修正版について第1回JCCで合意する。）	和文1部 英文1部 及び電子データ
Monitoring Sheet	事業開始後6か月ごと	英文の電子データ
業務進捗報告資料	Monitoring Sheet提出と同じ	和文・英文の電子データ
事業完了報告書（製本版）	プロジェクト終了時 なお、ドラフトをプロジェクト終了1か月前に提出し、発注者からのコメントを踏まえて最終化	和文5部 英文11部 及び電子データ

業務進捗報告資料は、プロジェクトの概要及び進捗を対外的に分かりやすく説明することを目的にA4 1、2枚程度で現地活動の写真や図を用いて作成する。

事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目（案）は発注者と受注者で協議、確認する。

（２）技術協力資料等

1) 各種講義資料

オンライン研修、本邦研修、現地研修等で使用した各種講義資料

提出時期：事業完了報告書提出時

部 数：電子データのみ

2) その他の提出物

①コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。記載内容は以下の通り。

① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

② 活動に関する写真

③ 業務フローチャート

3) 議事録等

先方政府機関との面談及び各種説明・協議にかかる議事録を作成し、発注者に5日程度のうちに提出する。また、発注者及び受注者が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等についても、5日程度のうちに議事録を作成し発注者に提出する。

4) 関連会議・検討会等における配布資料

関連会議・検討会の開催に先立ち、少なくとも5営業日前までに配布資料を発注者に提出する。

5) 収集資料

本プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは、電子データにて整理し、プロジェクト終了時に発注者に提出する。なお、項目ごとに制した収集資料リストについては、月次の報告と同じタイミングで発注者に提出する。

6) その他

上記の提出物の他に、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(3) 報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各報告書は、ナイジェリア側への提出に先立ち、事前に発注者に提出し、内容等について承諾を得ること。
- 3) 各報告書の作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 4) 各報告書が特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 5) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 6) 各報告書で引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

以 上

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年4月に開始し、約36か月後の2025年3月の終了を目途とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 93 人月（現地：58人月、国内35人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/配電事業運営（1号）
- ② 配電計画（3号）
- ③ 配電設計（3号）
- ④ 配電維持管理
- ⑤ パイロットプロジェクト①（現地調達事情調査）
- ⑥ パイロットプロジェクト②（工事監理支援）
- ⑦ 研修プログラム開発

(3) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- プロジェクト要請書
- プロジェクト詳細計画策定調査結果文書
- プロジェクト案件概要表
- プロジェクト討議議事録（R/D）

2) 公開資料

- ナイジェリア国「電カマスタープラン策定プロジェクト」ファイナルレポート（https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12339578_01.pdf）
- ナイジェリア国「配電分野にかかる情報収集確認調査」ファイナルレポート（<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12341699.pdf>）

(4) 対象国の便宜供与

カウンターパートの配置
専門家執務スペースの提供

(5) その他留意事項

1) 安全管理

現地業務に先立ち、JICA の国別安全対策情報をホームページ（利用者登録の上ID、パスワードを入手し閲覧）で必ず最新版を確認し、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地滞在中は安全管理に十分留意すること。現地の治安・新型コロナウイルス感染拡大状況については、在外公館および

JICA 事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡をとるよう留意すること。

<行動規範>

・ 宿泊は、JICA事務所が指定するホテルのみ。それ以外に宿泊する必要がある場合は必ず事務所の事前承認を得ること。

・ 地上波携帯電話を携帯すること。

・ (空港送迎含む) 警護警官依頼が必要な場合は、手配書を 10 営業日前までに事務所案件担当者に提出すること。

<空港送迎 (アブジャ) >

・ 夜間、早朝 (午後 6 時～午前 6 時の時間帯) は普通車 2 台以上によるコンボイで移動すること。

・ 日中 (午前 6 時～午後 6 時の時間帯) は、旅行者が 1 名の場合に限り普通車 1 台での移動も可能とする。

・ いずれの時間帯においても武装警護警察官は最低 2 名帯同させること (武装警察官の手配書を 10 営業日前までに事務所案件担当者に提出する)。

・ 旅行者が 1 名しかいない場合で、航空機遅延により到着が午後 6 時を過ぎることが分かった場合、経路先などから可能な範囲でレンタカー会社に連絡の上、2 台以上の車両を確保する。

・ 空港ターミナルにおける緊急時の連絡用に、できるだけ日本 (もしくは滞在国) から国際ローミングが可能な携帯電話を持参すること。

<武装警護警察官の手配について>

1) 基本的な考え方

警察官による警護の関係上、後部座席に警察官も含め3人座ることが不可。従い、警察官を伴う場合、旅行者が2名以上で必然的に自動車は2台以上必要となる。日本人渡航者が2名以上の場合は、各車両に警察官を1名ずつ配備する。アブジャ空港送迎において、日本人渡航者が1名かつ移動時間帯が日中の場合に限り、同じ車両に警察官を2名配備し、車両の台数を1台とすることが可能。

2) 単価

見積りもしくは積算の際に以下の単価を採用する (単位 : Naira)。

① 警察官日当 : 3,000Naira/人・日

② 警察官夜間警備費 : 8,000 Naira /人・日

③ 警察官宿泊費 : 実費精算 (2人一部屋を基本とする)

以 上